

# 建築物省エネ法の認定に係る手数料について

建築指導課窓口にて現金で取扱います。

- ①建築物エネルギー消費性能向上認定(第34条) 表1
- ②建築物のエネルギー消費性能に係る認定(第41条) 表2
- ③認定申請に併せて、建築基準適合審査を申し出る場合 表3
- ④建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付 表4

※第34条第3項に規定する他の建築物がある場合、建築物毎に①～③の手数を算出し合算

表1 建築物エネルギー消費性能向上認定(第34条)

延べ面積(㎡)	簡易評価※1						標準計算						
	認定申請			変更認定申請			認定申請			変更認定申請			
	直接申請	技術審査	認定審査 (審査済建築物)	直接申請	技術審査	認定審査 (審査済建築物)	直接申請	技術審査	認定審査 (審査済建築物)	直接申請	技術審査	認定審査 (審査済建築物)	
戸建	～ 200未満	17,000		4,700	8,500	2,350	34,000		4,700	17,000		2,350	
	200～	19,000		4,700	9,500	2,350	38,000		4,700	19,000		2,350	
住宅部分	～ 300未満	(33,000)	23,600	9,400	(16,500)	11,800	4,700	(69,000)	59,600	9,400	(34,500)	29,800	4,700
	300～ 2,000未満	(57,000)	37,000	20,000	(28,500)	18,500	10,000	(120,000)	100,000	20,000	(60,000)	50,000	10,000
	2,000～ 5,000未満	(100,000)	55,000	45,000	(50,000)	27,500	22,500	(200,000)	155,000	45,000	(100,000)	77,500	22,500
	5,000～	(160,000)	79,000	81,000	(80,000)	39,500	40,500	(280,000)	199,000	81,000	(140,000)	99,500	40,500

※1・・・外皮性能及び一次エネルギー消費量を、共に仕様基準を用いて評価した場合に限ります。

延べ面積(㎡)	簡易評価(モデル建物法)※2				標準計算(標準入力法・BEST)				
	認定申請		変更認定申請		認定申請		変更認定申請		
	直接申請	審査済建築物	直接申請	審査済建築物	直接申請	審査済建築物	直接申請	審査済建築物	
非住宅部分	～ 300未満	87,000	9,400	43,500	4,700	230,000	9,400	115,000	4,700
	300～ 1,000未満	110,000	16,000	55,000	8,000	290,000	16,000	145,000	8,000
	1,000～ 2,000未満	150,000	27,000	75,000	13,500	370,000	27,000	185,000	13,500
	2,000～ 5,000未満	240,000	80,000	120,000	40,000	530,000	80,000	265,000	40,000
	5,000～ 10,000未満	310,000	130,000	155,000	65,000	650,000	130,000	325,000	65,000
	10,000～ 25,000未満	370,000	160,000	185,000	80,000	770,000	160,000	385,000	80,000
	25,000～	440,000	200,000	220,000	100,000	870,000	200,000	435,000	100,000

※2・・・外皮性能及び一次エネルギー消費性能を、共にモデル建物法を用いて評価した場合に限ります。

表2 建築物のエネルギー消費性能に係る認定(第41条)

延べ面積(㎡)	簡易計算・仕様基準			標準計算			
	直接申請	技術審査	認定審査 (審査済建築物)	直接申請	技術審査	認定審査 (審査済建築物)	
戸建	～ 200未満	17,000		4,700	34,000	4,700	
	200～	19,000		4,700	38,000	4,700	
住宅部分	～ 300未満	(33,000)	23,600	9,400	(69,000)	59,600	9,400
	300～ 2,000未満	(57,000)	37,000	20,000	(120,000)	100,000	20,000
	2,000～ 5,000未満	(100,000)	55,000	45,000	(200,000)	155,000	45,000
	5,000～	(160,000)	79,000	81,000	(280,000)	199,000	81,000

延べ面積(㎡)	簡易計算(モデル建物法)		標準計算(標準入力法・BEST)		
	直接申請	審査済建築物	直接申請	審査済建築物	
非住宅部分	～ 300未満	87,000	9,400	230,000	9,400
	300～ 1,000未満	110,000	16,000	290,000	16,000
	1,000～ 2,000未満	150,000	27,000	370,000	27,000
	2,000～ 5,000未満	240,000	80,000	530,000	80,000
	5,000～ 10,000未満	310,000	130,000	650,000	130,000
	10,000～ 25,000未満	370,000	160,000	770,000	160,000
	25,000～	440,000	200,000	870,000	200,000

表3 認定申請(第34条に限る)に併せて、建築基準適合審査を申し出る場合

床面積(㎡)	30㎡以内	30㎡超え 100㎡以内	100㎡超え 200㎡以内	200㎡超え 500㎡以内	500㎡超え 1,000㎡以内	1,000㎡超え 2,000㎡以内	2,000㎡超え 5,000㎡以内	5,000㎡超え 10,000㎡以内	10,000㎡超え 30,000㎡以内	30,000㎡超え 50,000㎡以内	50,000㎡超え
確認審査手数料(円)	10,000	18,000	28,000	36,000	66,000	93,000	160,000	280,000	370,000	460,000	900,000

※ 建築物の計画の変更等に係る確認審査手数料は、それぞれ当該床面積の合計に0.5を乗じて得た面積に該当する額とします。  
ただし、建築物の計画の変更で床面積を増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積に該当する額とします。

表4 建築物エネルギー消費性能向上計画の

軽微な変更に関する証明書の交付(施行規則第29条)

400円/件

《34条に関する徴収例》

【ケースⅠ】 ◆戸建て住宅:延床面積150㎡ ※直接申請+建築基準適合審査の場合

表1 34,000円+表3 28,000円= **62,000円**

【ケースⅡ】 ◆非住宅(第34条第3項に規定する他の建築物がある) 申請建築:延床面積2,000㎡ 他の建築:延床面積500㎡(1棟)  
※主たる建築物『審査済建築物』他の建築物『直接申請(モデル建物法)』の場合

表1 80,000円+表1 110,000円= **190,000円**

【ケースⅢ】 ◆共同住宅:延床面積2,050㎡(共用部を除いた延床面積1,800㎡) ※直接申請(標準計算)する場合(共用部は計算していない)

表1 100,000円+表1 45,000円= **145,000円**